



和歌山県報

発行 和 歌 山 県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目 次

（取扱課室名） ページ

○ 選挙管理委員会告示

35 和歌山県知事選挙の期日	 1
36 和歌山県知事選挙における選挙長及びその職務代理者の住所及び氏名	 1
37 投票用紙の様式	 1
38 選挙長にする届出等の受理場所	 3
39 選挙公報に掲載する掲載文の紙面の大きさ等	 3
40 選挙公報に掲載する掲載文等の順序を定めるためのくじを行う場所等	 3
41 政見放送の日時を定めるためのくじを行う場所等	 3
42 和歌山県知事選挙の選挙会の場所等	 3
43 候補者1人につき支出することのできる金額の制限額	 3

○ 選挙長告示

1 選挙立会人となるべき者のくじを行う場所等	 4
------------------------	---------

選挙管理委員会告示

和歌山県選挙管理委員会告示第35号

和歌山県知事選挙を令和7年6月1日に行う。

令和7年5月15日

和歌山県選挙管理委員会委員長 和 歌 哲 也

和歌山県選挙管理委員会告示第36号

令和7年6月1日執行の和歌山県知事選挙における選挙長及びその職務代理者の住所及び氏名を次のとおり告示する。

令和7年5月15日

和歌山県選挙管理委員会委員長 和 歌 哲 也

区 分	氏 名	住 所
選挙長	廣谷行敏	和歌山県和歌山市
選挙長職務代理者	中拓哉	和歌山県和歌山市

和歌山県選挙管理委員会告示第37号

令和7年6月1日執行の和歌山県知事選挙に使用する投票用紙の様式を次のとおり定める。

令和7年5月15日

和歌山県選挙管理委員会委員長 和 歌 哲 也

和歌山県知事選挙投票	
こう ほしやしめい 候補者氏名	ちゅうい (注意) 一 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。 二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。 和歌山県選挙管理委員会印
こう ほしやしめい 候補者氏名	ちゅうい (注意) 一 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。 二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。 和歌山県選挙管理委員会印

備 考

- 1 大きさは、おおむね縦12.8センチメートル、横8.0センチメートルとする。
- 2 用紙の色は、うぐいす色とする。
- 3 文字等の印刷は、黒色とする。
- 4 和歌山県選挙管理委員会印は、黒色刷込みとする。
- 5 点字投票用紙には、点字表記を行う。

和歌山県選挙管理委員会告示第38号

令和7年6月1日執行の和歌山県知事選挙において、選挙長にする届出等の受理場所は、次のとおりである。

令和7年5月15日

和歌山県選挙管理委員会委員長 和 歌 哲 也

和歌山県庁本館3階選挙管理委員会室

（令和7年5月15日については、和歌山県庁北別館4階第1委員会室）

和歌山県選挙管理委員会告示第39号

令和7年6月1日執行の和歌山県知事選挙において、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第167条第1項の規定により発行する選挙公報に掲載する掲載文の候補者1人についての紙面の大きさ及び選挙公報に掲載する候補者の写真の大きさを次のとおり告示する。

令和7年5月15日

和歌山県選挙管理委員会委員長 和 歌 哲 也

- 1 紙面 おおむね縦15センチメートル、横36センチメートルとする。
- 2 写真 おおむね縦、横それぞれ4センチメートルとする。

和歌山県選挙管理委員会告示第40号

令和7年6月1日執行の和歌山県知事選挙において、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第169条第6項の規定による選挙公報に掲載する掲載文等の掲載順序を定めるためのくじを行う場所及び日時を次のとおり告示する。

令和7年5月15日

和歌山県選挙管理委員会委員長 和 歌 哲 也

- 1 場所 和歌山県庁本館3階選挙管理委員会室
- 2 日時 令和7年5月16日 午後5時30分

和歌山県選挙管理委員会告示第41号

令和7年6月1日執行の和歌山県知事選挙において、政見放送及び経歴放送実施規程（平成6年自治省告示第165号）第14条第1項の規定による政見放送の日時を定めるためのくじを行う場所及び日時を次のとおり定める。

令和7年5月15日

和歌山県選挙管理委員会委員長 和 歌 哲 也

- 1 場所 和歌山県庁本館3階選挙管理委員会室
- 2 日時 令和7年5月15日 午後5時30分

和歌山県選挙管理委員会告示第42号

令和7年6月1日執行の和歌山県知事選挙における選挙会の場所及び日時を次のとおり告示する。

令和7年5月15日

和歌山県選挙管理委員会委員長 和 歌 哲 也

- 1 場所 和歌山県庁北別館2階大会議室
- 2 日時 令和7年6月3日 午後2時

和歌山県選挙管理委員会告示第43号

令和7年6月1日執行の和歌山県知事選挙において、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第194条の規定により、選挙運動に関し候補者1人について支出することのできる金額の制限額は次のとおりである。

令和7年5月15日

和歌山県選挙管理委員会委員長 和 歌 哲 也

29,590,200円

選挙長告示

和歌山県知事選挙選挙長告示第1号

令和7年6月1日執行の和歌山県知事選挙における選挙立会人となるべき者のくじを行う場所及び日時を次のとおり告示する。

令和7年5月15日

和歌山県知事選挙選挙長 廣 谷 行 敏

- 1 場所 和歌山県庁本館3階選挙管理委員会室
- 2 日時 令和7年5月30日 午前11時